

家屋の改修に対する固定資産税の減額措置について

次の要件に該当する家屋の改修を行った場合、地方税法附則第15条の9の規定に基づき、固定資産税が減額されます。

○耐震改修に対する減額措置

昭和57年1月1日以前から所在する住宅を、現行の耐震基準に適合するよう耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されます。

※申請要件

- ・耐震改修が完了した日から3ヶ月以内に申告が必要です。
- ・工事費が50万円を超える改修に限ります。
- ・一戸につき1回の適用で、他の減額制度との併用はできません。

※減免内容

・改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度1年度分について、床面積120㎡分を限度として税額の2分の1が減額されます。(認定長期優良住宅となった場合は税額の3分の2が減額)

※必要書類

- ・住宅の耐震改修工事に伴う固定資産税減額申告書
- ・耐震基準適合証明書 ・長期優良住宅認定書類 (該当の場合)
- ・改修内容が確認できる書類 (完了報告書、現場写真の写し等)
- ・工事費が確認できる書類 (見積書、請求書、領収書の写し等)

○バリアフリー改修に対する減額措置

新築された日から10年以上経過した住宅 (賃貸住宅を除く)について、バリアフリー改修を行った場合、固定資産税が減額されます。

※申請要件

- ・バリアフリー改修が完了した日から3ヶ月以内に申告が必要です。
- ・工事費 (補助金等を除く自己負担額) が50万円を超える改修に限ります。
- ・一戸につき1回の適用で、省エネ改修に対する減額制度と併用できます。
- ・65歳以上の方、要介護又は要支援認定を受けている方、障がい者の方のいずれかの方が居住する家屋に限ります。

※減免内容

・改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度1年度分について、床面積100㎡分を限度として税額の3分の1が減額されます。

※改修内容（減額措置の対象となる改修）

- ・廊下の拡幅・階段の勾配の緩和・浴室、トイレの改良・手すりの設置
- ・屋内の段差の解消・ドアの引き戸への取り替え・床材の滑り止

※必要書類

- ・バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書
- ・改修内容が確認できる書類（完了報告書、現場写真の写し等）
- ・工事費が確認できる書類（見積書、請求書、領収書の写し等）
- ・要介護又は要支援認定書類、障がい者手帳の写し

○省エネ改修に対する減額措置

平成26年4月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）について、現行の省エネ基準に適合するよう省エネ改修工事を行った場合、固定資産税が減額されます。

※申請要件

- ・省エネ改修が完了した日から3ヶ月以内に申告が必要です。
- ・一戸につき1回の適用で、バリアフリー改修に対する減額制度と併用できます。
- ・工事費（補助金等を除く自己負担額）が60万円を超える改修に限ります。

（上記の工事費が50万円を超える場合、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器又は太陽熱利用システム設置工事に要した費用と合わせて60万円超であれば対象となります）

※減免内容

・改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度1年度分について、床面積120㎡分を限度として税額の3分の1が減額されます。（認定長期優良住宅となった場合は税額の3分の2が減額）

※改修内容（減額措置の対象となる改修）

- ・窓の断熱改修（二重サッシ化、複層ガラス化等） **※必須項目**
- ・床、天井、壁の断熱改修

※必要書類

- ・住宅の熱損失防止改修工事に伴う固定資産税減額申告書
- ・熱損失防止改修工事証明書 ・長期優良住宅認定書類 **（該当の場合）**
- ・改修内容が確認できる書類（完了報告書、現場写真の写し等）
- ・工事費が確認できる書類（見積書、請求書、領収書の写し等）

家屋の改修に対する固定資産税の減額措置に関するその他詳細につきましては、
上牧町役場 税務課 固定資産税係までお問い合わせください。

☎0745-76-2509（内線126、148、147）